

文京区国内交流・連携事業補助金交付要綱

29 文区区第 2234 号平成 30 年 3 月 23 日区長決定
一部改正 2019 文アア第 23 号平成 31 年 4 月 1 日部長決定
一部改正 2019 文アア第 1473 号令和 2 年 3 月 31 日部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）と全国各地域との交流・連携を促進する契機となる事業に要する経費の一部を補助することにより、他の地域が持つ魅力の発信や、住民の交流を深める機会を奨励し、もって互いの発展・成長を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 この要綱に定めがあるものを除くほか、当該補助金の交付に関し必要な事項は、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えた第 5 条の補助事業を実施する団体とする。

- (1) 継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が期待できる団体であること。
- (2) 団体の構成員が 10 人以上であること。
- (3) 構成員の半数以上が区の区域内（以下「区内」という。）に在住し、在勤し、又は在学している者（以下「区民」という。）であり、かつ、その半数以上が区内在住者であること。
- (4) 団体の活動の拠点となる事務所の所在地又は団体の連絡先が区内であること。
- (5) 団体の収入及び支出に関し、他の団体又は他の事業の経理と区分して経理を行っていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 営利を目的とする事業又はそれに類する行為を行う団体
 - イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体
 - エ 特定の宗教を支持し、若しくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体
 - オ 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）
 - カ 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある団体

(対象地域)

第 4 条 この要綱において、区が交流・連携の促進を図る地域（以下「対象地域」という。）

は、国内の道府県又は市区町村（東京都の市区町村を除く。）とする。

（補助事業）

第5条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が対象地域内又は区内において主催又は共催する当該地域住民と区民との相互交流事業とする。ただし、営利を目的とする事業を除く。

（補助対象経費）

第6条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に直接要する費用とする。ただし、当該費用に対して他の行政機関等による補助金等の交付を受け、又は受ける予定であるときは、この要綱による補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第7条 この要綱による補助金の額は、区の予算の範囲内で、前条に規定する補助対象経費の額に2分の1を乗じた額（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

（補助金の交付の申請）

第8条 この要綱による補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、文京区国内交流・連携事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を区長に提出するものとする。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿（会長、副会長、会計及び会計監査の職にある者が記載されているもの）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 この要綱による補助金の交付を受けたことがある者は、最後に交付を受けた日から2年を経過する日の属する会計年度が終了するまで、この要綱による補助金の交付申請をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、二会計年度において連続して第5条の補助事業を実施するときは、当該二会計年度に限り連続してこの要綱による補助金の交付申請をすることができる。

（交付の決定及び通知）

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容が適正であるかどうか審査し、補助金の交付を決定したときは文京区国内交流・連携事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは文京区国内交流・連携事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たって、この要綱による交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（申請の撤回）

第10条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受け取った場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該補助金の交付決定の日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第 11 条 区長は、第 9 条の規定により補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(変更の承認事項)

第 12 条 第 9 条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに文京区国内交流・連携事業変更等承認申請書（別記様式第 4 号）により申請し、区長の承認を受けなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請を承認したときは、文京区国内交流・連携事業変更等承認通知書（別記様式第 5 号）により通知するものとする。

(事故報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 14 条 区長は、補助事業の遂行状況について必要があると認めたときは、当該状況に関し報告を求めることができる。

(事業の遂行命令等)

第 15 条 区長は、補助事業者が提出する報告又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 補助事業者が前項に規定する命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 20 条第 1 項第 3 号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、指定する期日までに次に掲げる関係書類を添付して、文京区国内交流・連携事業補助金実績報告書（別記様式第 6 号）を区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- (3) 支払等を証明する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定及び通知)

第17条 区長は、前条に規定する報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区国内交流・連携事業補助金額確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。
(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた日以後に、区長に対し文京区国内交流・連携事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書(別記様式第8号)により請求するものとする。
(是正のための措置)

第19条 区長は、第17条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を執るべきことを命ずることができるものとする。

- 2 第17条の規定は、前項に規定する命令により、補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。
(決定の取消し)

第20条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。
(補助金の返還)

第21条 区長は、第11条又は前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 第17条の規定により、区長が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
(違約加算金及び延滞金)

第22条 区長が第20条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者に補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の違約加算金(その額が100円未満である

場合は、切り捨てる。)を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、区長が指定した納期日まで
に納付しなかったときは、納期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、その未納付
額につき、年 10.95%の割合で計算した額の延滞金（その額が 100 円未満である場合は、
切り捨てる。)を納付しなければならない。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の決定に関し必要な事項は、アカデミー
推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。